

お知らせします！

平成21年度 寄居町

ダイオキシン類 実態調査

町では毎年、一般環境中（大気）におけるダイオキシン類の現状を把握することを目的に、平成11年度から調査を行っています。平成21年度の調査は、川北地区の4地点と川南地区の1地点で実施し、その結果がまとまりましたのでお知らせします。

今回の調査結果は0.17～0.26pg - TEQ/m³で、各地点とも環境基準値の0.6pg - TEQ/m³を下回りました。

調査結果

単位：（pg-TEQ/m³）（調査日：平成22年1月12日～13日）

寄居町調査地点	①寄居町役場	②寄居中学校	③用土小学校	④西部コミュニティセンター	⑤五ノ坪集落農業センター
各地点濃度	0.21	0.23	0.26	0.20	0.17
(参考)平成19年度	0.065	0.055	0.068	0.065	0.050
環境基準値	0.6以下				

平均濃度の推移（寄居町の調査地点は、年度により地点数および場所が異なります）

調査年度	H9	H11	H13	H15	H17	H19	H20
寄居町	—	0.29	0.142	0.061	0.018	0.063	0.044
埼玉県	0.68	0.31	0.36	0.097	0.068	0.058	0.053

pg：ピコグラム（Pico gram：1兆分の1グラム）

TEQ：毒性等量（毒性の違うダイオキシン類を、最強の毒性を有するダイオキシン（2,3,7,8-テトラクロロジベンゾ-パラ-ジオキシン）の量に、換算した量として表していることを示す記号）

ダイオキシンを減らすために

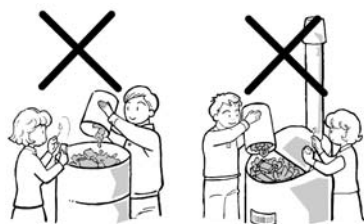
町内で発生したダイオキシンの多くは、私たちの家庭から出たごみや産業廃棄物の焼却によるものです。

家庭用のごみ焼却炉や事業所の小型焼却炉のほとんどは、燃焼温度が十分に上がらないなど、不完全燃焼を起こしやすいため、ダイオキシンを多く発生させてしまいます。事業所はもちろん、家庭での焼却も規制対象となり、ごみを空地や庭先などで基準に合わない焼却炉やドラム缶、ブロック囲い、野焼きなどにより焼却することはできません。

いまだに庭先などでごみの焼却をしている人は、常にダイオキシンを発生させ、多くの人の健康に害をおよぼすおそれがありますので、直ちに焼却をやめましょう。

家庭のごみは分別し、決められたごみ集積所へ決められた日に出してください。

また事業所のごみはごみ集積所には出せません。町や県から許可を受けている廃棄物の収集運搬業者へ処理を委託し、適正なごみの処理をしましょう。



問い合わせ／生活環境課（☎581・2121内線223）へ。

**倒産・解雇・雇い止めなどにより
離職された方へ**
国民健康保険税軽減のお知らせ

倒産や解雇などにより離職し、雇用保険を受給された方（特定受給資格者）や、雇い止めなどにより離職し、雇用保険を受給された方（特定理由離職者）については、平成22年度から国民健康保険税が軽減されます（軽減を受けるには申請が必要です）。

対象／次の①から③のすべてに該当する方

- ①雇用保険の特定受給資格者・特定理由離職者の方
- ②平成21年3月31日以降に離職された65歳未満の方
- ③雇用保険受給資格者証の離職理由欄のコードが11・12・21・22・23・31・32・33・34の方

軽減内容／前年の給与所得を100分の30にし、国民健康保険税を算定します。

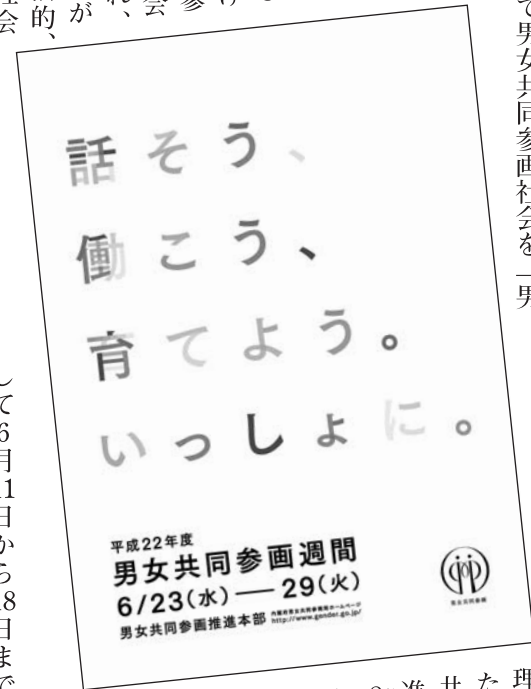
軽減期間／離職日の翌日から、翌年度末まで。※平成21年3月31日から平成22年3月30日までの間に離職された方は、平成22年度に限り国民健康保険税が軽減されます。平成21年度の国民健康保険税は対象となりませんのでご注意ください。

申請方法／雇用保険受給資格者証・印鑑をご持参のうえ、税務課へ申請してください。

問い合わせ／税務課（☎581・2121内線154・156）へ。

男女共同参画週間には、『男女共同参画社会基本法』の目的および基本理念に関する理解を深めるため、男女共同参画社会の形成の促進を図る各種行事等が、全国的に展開されます。国では、平成11年に男女共同参画社会形成の推進を理念とした『男女共同参画社会基本法』を制定し、この法律の中で男女共同参画社会を「男女が社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」と定義しています。

この社会に対応していくためには、男女共同参画の理念に基づき、男性も女性も互いに人権を尊重し、社会のあらゆる分野で対等なパートナーとして共に参画できる男女共同参画社会の実現が必要とされています。町では、昨年度「ひろげよう 男女の和 地域の話 寄居の輪」を基本理念に、新たに『男女共同参画推進プラン2010』を策定し、本年4月から計画的に事業的推進に努めています。その一環として6月11日から18日まで、役場1階ロビーに啓発パネルを展示します。より多くの方に男女共同参画の重要性を認識していただき、それぞれの立場で男女が真のパートナーとして活躍できる社会の実現に向け、ご協力をお願いします。



話そう、働こう、育てよう。いっしょに。

問い合わせ／人権推進課（☎581・2121内線411）へ。

6月23日から29日は男女共同参画週間です

また、役場庁舎前には『男女共同参画推進プラン2010』の基本理念等を表示した看板を設置し、来庁する方などへPRをしています。



全国二斉女性の権利110番

女性に対する暴力（ドメスティック・バイオレンス、ストーカー、セクシュアル・ハラスメント）を中心とする、女性の権利一般に関する110番です。

これらの問題に詳しい弁護士が、無償で、対処の仕方や正しい法律知識を提供し、適切なアドバイスを行う電話相談です。

日時／6月23日（水）午前10時～午後4時

電話番号／☎048・839・1338

問い合わせ／埼玉県民生活部 男女共同参画課（☎048・830・2925）へ。

子どもの人権110番

強化週間！



さいたま
方法務局
と埼玉県人
権擁護委員
連合会は、
「いじめ」
問題をはじめとする子ども
の人権問題について、子ども
が安心して気軽に相談できるよう
専用相談電話「子どもの人権110番」
を設置し取り組んでいます。6
月28日（月）から7月4日（日）まで
『全国二斉「子どもの人権110番」強化週間』と定め、通常の相談時間を延長するなどして、一人でも多くの子どもたちからの相談を受け付けます。

期間／6月28日（月）～7月4日（日）
時間／午前8時30分～午後7時
※ただし、7月3日（土）、4日（日）は午前10時～午後5時

電話番号／☎0120・007・110（全国共通・無料）※IP電話からは接続できません

相談担当者／法務局職員、埼玉県人権擁護委員連合会子ども人権委員会委員※秘密は厳守します。
問い合わせ／さいたま方法務局 人権擁護課（☎048・863・9589）へ。